

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルによりパートナーシップ企業の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 7 日

明日香村長 森川 裕一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 件名

明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業

(2) 事業期間

協定締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで(予定)

※協定期間には、開設準備期間（機器設置工事・システム構築等）及び運用期間を通算して含みます。

(3) 事業内容

別紙「明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業募集要項」を参照

(4) 契約条件

パートナーシップ協定の締結にかかる契約金はありません。詳細は、別紙「明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業 募集要項」の費用負担区分のとおり。その他の条件についてはパートナー決定後に別途協議する。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 単独の法人又は団体とし、共同企業体（JV）その他複数の法人等による共同応募は認めない。
- (2) 日本国内において、時間貸し有料駐車場のカメラ式管理運営実績を有する法人であること（民間、官公庁施設問わない）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等に関わりがないこと。
- (6) 近畿地方（奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県及び和歌山県）内に営業所その他の事業拠点を有していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 個人情報保護体制の確保の観点から、「プライバシーマーク（P マーク）」または「ISMS 認証（ISO/IEC 27001）」のいずれかを取得している、又はこれに準じた個人情報保護基準に基づくシステム及び運用体制を構築していること。
- (9) コールセンター機能については、事業継続計画（BCP）確保の観点から、24 時間 365 日対応できるコールセンター体制（災害時のバックアップ体制含む）を有していること。なお、当該業務は

専門事業者への外部委託を可とする。この場合、委託先についても前号 8 の要件を満たしていること。

(10) 過去 5 年以内に、同種・類似事業の受託実績を有すること。

※「同種業務」：国、地方自治体等との間における公営駐車場等の運用・整備に係る「官民連携（PPP/PFI）方式、指定管理者制度、又はパートナーシップ協定等」に基づく構築・管理運営業務

※「類似業務」：国、地方自治体、又は民間企業における「時間貸有料駐車場の管理運営業務（カメラ式管理、Web 予約、キャッシュレス決済等の導入・運用を含む）」

3 パートナー企業の選定方法

明日香村は、本事業の実施にあたり参加者を公募し、参加申込書及び提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「明日香村公営駐車場等運用体制構築に係るパートナーシップ企業選定事業に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者をパートナーシップ企業として選定する。

4 主な日程

実施内容	実施期間または期日
募集要項等の交付	令和 8 年 9 月 7 日(月)～令和 8 年 9 月 17 日(木)
参加申込書の提出	令和 8 年 9 月 7 日(月)～令和 8 年 9 月 17 日(木)
質問票の提出	令和 8 年 9 月 18 日(金)～令和 8 年 9 月 25 日(金)
提案書の提出	令和 8 年 9 月 29 日(火)～令和 8 年 10 月 6 日(火)
ヒアリング	10 月中旬～10 月下旬
審査結果の通知	10 月下旬～11 月上旬
協定の締結	11 月上旬～11 月中旬
事業開始日	協定締結日～

5 公募型プロポーザル募集要項等の交付

(1) 交付期間

令和 8 年 9 月 7 日(月)から令和 8 年 9 月 17 日(木)まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

明日香村役場 総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 交付資料

①公募型プロポーザル募集要項

②参加申込書(様式 1)

③資格調書(様式 2)

④質問票(様式 3)

⑤提案書(様式 4～様式 5)

⑥審査項目及び審査基準

※上記の交付資料は、明日香村のホームページ(<https://www.asukamura.jp>)からもダウンロードできます。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和8年9月7日(月)から令和8年9月17日(木)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②資格調書(様式2)

会社概要、同種・類似事業の受託実績(過去5年以内)を詳細に記入してください。また受託実績を証明する契約書の写し、仕様書等を添付してください。

③営業拠点を有していることを証する書類(履歴事項全部証明書(登記事項証明書)又は営業所等の所在地が確認できる書類)

④国税及び地方税に滞納がないことを証する書類(国税にあっては納税証明書(その3の3)、地方税にあっては本店所在地の都道府県税及び市町村税に係る滞納がないことを証する書類。いずれも発行後3か月以内のもの。)

⑤プライバシーマーク、ISMS(ISO/IEC 27001)等の第三者認証の登録証等の写し又は同等の個人情報保護体制を有していることを証する書類

⑥24時間365日対応可能なコールセンター体制を有していることを証する書類(会社案内、組織図、業務体制図その他当該体制を確認できる書類)を提出すること。なお、コールセンター業務を専門事業者へ外部委託する場合は、当該委託先の体制が確認できる書類及び委託関係を証する書類(業務委託契約書、基本契約書その他これらに類する書類)を提出すること。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和8年9月17日(木)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行います。

7 質問票の提出

(1) 受付期間

令和8年9月18日(金)から令和8年9月25日(金)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号宛に送信してください。送信後到着確認をおこなってください。なお、電話、口頭での質問は受けません。

FAX 番号 0744 - 54 - 2440 明日香村役場 総合政策課 宛

(3) 回答

上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和8年9月28日(月)までにFAXで回答します。

8 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年9月29日(火)から令和8年10月6日(火)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 提出書類

- ①提案書表紙(様式4)
- ②提案書(様式5)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による場合は書留郵便によることとし、令和8年10月6日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出部数

正本1部、副本5部を提出すること。

(6) その他

- ①用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ②提案書表紙には、代表者の押印が必要です。(副本は、押印後の写しで可)
ただし、代表者からの提案書の提出及び本件に係る一切の権限について委任を受けた者が提出する場合は、当該委任を受けた者の役職印等の押印をもって代表者印にかえることができるものとします。この場合、委任状(任意様式)を併せて提出してください。
- ③提案書(様式5)を1ページとし、各ページに通し番号を付けること。
- ④辞退する者は、速やかに提案辞退届(任意様式)を提出すること。

9 協定の不締結

協定締結候補者(以下、候補者)の特定後、候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、協定を締結しません。

- (1) 候補者の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本協定締結後に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7)本協定締結後に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(6)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

10 その他

詳細は「明日香村公営駐車場等運用体制構築事業に係るパートナーシップ企業選定事業 募集要項」による。

11 問い合わせ先

明日香村役場 総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

TEL 0744-54-9018 FAX 0744-54-2440